

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2024年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則2（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）に定める口座振替割引額および附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
定額電灯 需要家料金	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
1 契約につき	71.50 (0.00)	6.50 (0.00)
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	137.68 (▲0.04)	12.52 (0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228.07 (▲0.09)	20.73 (▲0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	408.84 (▲0.18)	37.17 (▲0.01)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	589.63 (▲0.26)	53.60 (▲0.03)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	950.20 (▲0.42)	86.38 (▲0.04)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	475.10 (▲0.21)	43.19 (▲0.02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
小型機器料金 50 ボルトアンペアまでの1 機器 につき 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの1 機器につき 100 ボルトアンペアをこえる1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	円 銭 (円 銭) 373.98 (▲0.13) 637.96 (▲0.26) 318.98 (▲0.13)	円 銭 (円 銭) 34.00 (▲0.01) 58.00 (▲0.02) 29.00 (▲0.01)
従 量 電 灯 A 最 低 料 金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金 11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1 キロワット時につき 120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの1 キロワット時につき 300 キロワット時をこえる1 キロワッ ト時につき	666.89 (▲0.11) 30.65 (▲0.01) 37.27 (▲0.01) 40.78 (▲0.01)	60.63 (▲0.01) 2.79 (0.00) 3.39 (0.00) 3.71 (0.00)
従 量 電 灯 B 基 本 料 金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき 電力量料金 最初の 120 キロワット時までの1 キロ ワット時につき 120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの1 キロワット時につき 300 キロワット時をこえる1 キロワッ ト時につき	397.10 (0.00) 27.25 (▲0.01) 32.78 (▲0.01) 35.70 (▲0.01)	36.10 (0.00) 2.48 (0.00) 2.98 (0.00) 3.25 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまで ごとに	円 銭 (円 銭) 11.21 (▲0.01) 22.42 (▲0.02) 22.42 (▲0.02) 224.18 (▲0.22) 224.18 (▲0.22)	円 銭 (円 銭) 1.02 (0.00) 2.04 (0.00) 2.04 (0.00) 20.38 (▲0.02) 20.38 (▲0.02)
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	811.57 (▲0.11) 43.90 (▲0.01)	73.78 (▲0.01) 3.99 (0.00)
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき 電力量料金 1 キロワット時につき	443.30 (0.00) 38.31 (▲0.01)	40.30 (0.00) 3.48 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき	66.00 (0.00)	6.00 (0.00)
電 灯 料 金		
10 ワットまでの 1 灯につき	134.38 (▲0.04)	12.22 (0.00)
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	223.67 (▲0.09)	20.33 (▲0.01)
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	401.14 (▲0.18)	36.47 (▲0.01)
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	578.63 (▲0.26)	52.60 (▲0.03)
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	932.60 (▲0.42)	84.78 (▲0.04)
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	466.30 (▲0.21)	42.39 (▲0.02)
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	365.18 (▲0.13)	33.20 (▲0.01)
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	624.76 (▲0.26)	56.80 (▲0.02)
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	312.38 (▲0.13)	28.40 (▲0.01)
公衆街路灯 B 最 低 料 金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	637.19 (▲0.11)	57.93 (▲0.01)
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	30.06 (▲0.01)	2.73 (0.00)
公衆街路灯 C 基 本 料 金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	358.60 (0.00)	32.60 (0.00)
電力量料金 1 キロワット時につき	27.34 (▲0.01)	2.49 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
低 圧 電 力 基 本 料 金 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	1,183.71 (0.00)	107.61 (0.00)
電 力 量 料 金 1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		
夏 季 料 金	25.97 (▲0.01)	2.36 (0.00)
そ の 他 季 料 金	24.53 (▲0.01)	2.23 (0.00)
臨 時 電 力 定 額 制 供 給 の 場 合 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト 1 日 に つ き	239.01 (▲0.08)	21.73 (▲0.01)
農 事 用 電 力 基 本 料 金 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	815.21 (0.00)	74.11 (0.00)
電 力 量 料 金 1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		
夏 季 料 金	21.86 (▲0.01)	1.99 (0.00)
そ の 他 季 料 金	20.80 (▲0.01)	1.89 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2)附則2 (料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置) に定める口座振替割引額

区分および単位	口 座 振 替 割 引 額	消費税等 相 当 額
1 契 約 に つ き	円 銭 55.00	円 銭 5.00

(3) 附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,384.90 (▲0.49)	398.63 (▲0.04)
1キロワット	6,554.08 (▲0.99)	595.83 (▲0.09)
2キロワット	10,848.77 (▲1.97)	986.25 (▲0.18)
3キロワット	15,163.25 (▲2.96)	1,378.48 (▲0.27)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	4,189.08 (▲0.99)	380.83 (▲0.09)
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	47.56 (▲0.02)	4.32 (▲0.01)
1キロワット	80.82 (▲0.03)	7.35 (0.00)
2キロワット	169.34 (▲0.07)	15.39 (▲0.01)
3キロワット	255.66 (▲0.10)	23.24 (▲0.01)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	89.62 (▲0.03)	8.15 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載